

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長		
税 目	法人税（租税特別措置法第 57 条の 9） （同法施行令 第 33 条の 7）		
要 望 の 内 容	生活衛生同業組合等および消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置（通常の 110%相当）の適用期限を平成 32 年度末までの 2 年間延長する。 （租税特別措置法 第 57 条の 9、 租税特別措置法施行令 第 33 条の 7）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲7,300 百万円 の内数） （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活にきわめて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によって財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>生活衛生同業組合等は、「自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため」に組織されており、共同事業や資金の斡旋に係る事業等を行っている。生活衛生関係営業の業況判断DIは非常に低調（▲24.4＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期）であり、中小企業者や各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいため、共同事業等を行っている当該資金の回収先の組合員は、中小零細な事業者であり、回収リスクが極めて高い。組合事業を利用する中小事業者の事業は、組合事業と密接に関係しているところであり、貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で、貸倒が発生し、これにより、組合事業が停滞した場合、組合員である中小事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,636万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。多くの消費生活協同組合（938組合中608組合）が行う供給利用事業において、事業の性格等から売上金が回収不能な未収金となることがある。貸倒引当金の引当てが十分に行われていない状況で貸倒が発生し、これにより組合事業が停滞した場合、多くの組合員や国民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>以上のことから、貸倒引当金は、事業年度末現在の売掛金等についてその貸倒見込額を計上するものであるが、消費生活協同組合等は財政基盤が脆弱なため、貸倒引当金に関する租税特別措置法に基づく特例措置を継続することにより、引き続き、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性

		<p>(消費生活協同組合等) 基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
	政策の達成目標	<p>(生活衛生同業組合等) 貸倒が発生した場合の事業運営リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。</p> <p>(消費生活協同組合等) 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで (平成31年度～平成32年度)
	同上の期間中の達成目標	貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定化
	政策目標の達成状況	日本経済は緩やかな回復基調が続いており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているものの、零細な生活衛生関係営業者や消費生活協同組合等の中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(生活衛生同業組合等) 平成31年度 10%割増繰入限度額 1.3百万円</p> <p>(消費生活協同組合等) 平成31年度 10%割増繰入限度額 556百万円</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>(生活衛生同業組合等) 本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を講じる必要がある。</p> <p>(消費生活協同組合等) 本税制措置は、貸倒が発生した場合に備えて貸倒引当金を促す措置であるため、具体の目標金額等はないが、主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率(経常剰余金/事業高)につい</p>

		<p>て、当面は2%の水準を維持することが必要であると考えている。</p> <p>【経常剰余率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主に地域で供給事業を行う組合</td> <td>1.1%</td> <td>1.3%</td> <td>1.7%</td> <td>1.9%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>うち事業高50億円未満の組合</td> <td>0.0%</td> <td>0.2%</td> <td>0.6%</td> <td>0.9%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典「生協の経営統計」</p> <p>経常剰余率は全体で見ると増加傾向にあるといえる。しかしながら、一般的に企業等においては経常利益率10%が標準的な利益水準とされている中、特に非営利で経営規模の小さい生協は依然厳しい状況にあることから、本税制措置による経営基盤の安定・強化は引き続き必要である。</p>		H24	H25	H26	H27	H28	主に地域で供給事業を行う組合	1.1%	1.3%	1.7%	1.9%	1.8%	うち事業高50億円未満の組合	0.0%	0.2%	0.6%	0.9%	0.8%
	H24	H25	H26	H27	H28															
主に地域で供給事業を行う組合	1.1%	1.3%	1.7%	1.9%	1.8%															
うち事業高50億円未満の組合	0.0%	0.2%	0.6%	0.9%	0.8%															
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。 (消費生活協同組合等は対象外)																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	生活衛生関係営業を営む者に対して、株式会社日本政策金融公庫により低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を図る。																		
	要望の措置の妥当性	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当な規模を占めており、雇用面でも大きな役割になっている。これらの健全な発展と衛生水準の向上を図るためには、生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が必要であり、制度延長が必要である。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的な役割を果たし続けるためには、経営基盤の確立が重要である。</p> <p>また、本政策的目的を達成するためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ適正に引当促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当であると考えられる。</p>																		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(生活衛生同業組合等)

平成 27 年度 12%割増繰入限度額 1.8 百万円

平成 28 年度 12%割増繰入限度額 1.0 百万円

(消費生活協同組合等)

単位：百万円

	繰入限度額	12%割増繰入限度額
平成 27 年度	5,167	553.6
平成 28 年度	4,941	529.4

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

租税特別措置法の条項：57 条の 9、68 条の 59

適用件数：9,064 件の内数

適用額：4,644 億円の内数

※ 出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

(生活衛生同業組合等)

本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を講じる必要がある。

(消費生活協同組合等)

本税制措置は、貸倒が発生した場合に備えて貸倒引当金を促す措置であるため、具体の目標金額等はないが、主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率（経常剰余金/事業高）について、当面は2%の水準を維持することが必要であると考えている。

【経常剰余率の推移】

	H24	H25	H26	H27	H28
主に地域で供給事業を行う組合	1.1%	1.3%	1.7%	1.9%	1.8%
うち事業高 50 億円未満の組合	0.0%	0.2%	0.6%	0.9%	0.8%

出典「生協の経営統計」

経常剰余率は全体で見ると増加傾向にあるといえる。しかしながら、一般的に企業等においては経常利益率10%が標準的な利益水準とされている中、特に非営利で経営規模の小さい生協は依然厳しい状況にあることから、本税制措置による経営基盤の安定・強化は引き続き必要である。

前回要望時の達成目標

(生活衛生同業組合等)

貸倒が発生した場合の事業運営リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。

		<p>(消費生活協同組合等) 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、安定的に2%の経常剰余率が確保されていることが必要。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制措置により一定の効果は図られているものの、零細な生活衛生関係業者の団体である生活衛生同業組合の事業環境及び消費生活協同組合等の経営環境は厳しく、大部分の組合は、依然として十分な状況とはいえない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和25年度 貸倒準備金制度創設 昭和39年度 貸倒引当金への変更 昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) 昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) 平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 1年延長 平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等)組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) 平成27年度 2年延長 平成29年度 2年延長 組合等の割増率の縮減(割増率12%→10%)</p>